



宮崎県公報

平成30年6月18日(月曜日) 第3004号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 41,700円

目次

告示

○歳入の収納の事務の委託……………(こども家庭課) 1	頁
○有害図書類の指定……………(“) 1	
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 2	
○道路の供用の開始……………(“) 2	
○道路の占用を制限する区域の指定……………(“) 2	

公告

○大規模小売店舗の新設に関する届出(2件) ……(商工政策課) 2	
○大規模小売店舗の廃止に関する届出……………(“) 4	
○職業訓練指導員試験の実施……………(雇用労働政策課) 4	
○土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) 5	
○宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する 計画の変更……………(水産政策課) 5	
病院局公告	
○落札者等の公告(2件) ……………7	

告示

宮崎県告示第562号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成30年6月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した 収納事務	委託先	委託期間
母子父子寡 婦福祉資金 償還金及び 違約金	地銀ネットワークサービ ス株式会社 国分グロウサーズチェー ン株式会社 株式会社しんきん情報サ ービス 株式会社セイコマート 株式会社セーブオン	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで

株式会社セブンイレブ
ン・ジャパン
株式会社ファミリーマー
ト
株式会社ポプラ
ミニストップ株式会社
山崎製パン株式会社
株式会社ローソン
ピリングシステム株式会
社

宮崎県告示第563号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎
県条例第27号)第13条第1項の規定により、青少年に有害な図書類
として次のものを指定した。

平成30年6月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題名	発行所名	指定年月日
30年-1	書籍	PetitRose(プチロゼ) vol. 32 (2018年5月7日発売)	株式会社 秋水社	平成30年6 月4日
30年-2	書籍	miniSUGAR 7月号 (2018年5月17日発売)	株式会社 秋水社	
30年-3	書籍	恋愛宣言PINKY vol. 48 (平成30年4月16日発売)	株式会社 秋水社	
30年-4	書籍	恋愛天国パラダイス7月号 (2018年5月19日発行・発売)	株式会社 竹書房	
30年-5	書籍	恋愛白書バステル7月号 (平成30年5月24日発行・発売)	宙おぞら出版	
30年-6	書籍	BOY'Sピアス7月号 (平成30年7月1日発行)	ジュネット(株)	
30年-7	書籍	実話BUNKA超タブー vol. 33 (平成30年6月1日発行)	(株) コアマガジン	

30年－8	書籍	実話ナックルズGOLD (2018年6月25日)	ミリオン出版 株式会社
30年－9	書籍	封印映像新乳アイドル淫交スペシャル (2018年5月21日発行)	株式会社 コスミック出版
30年－10	書籍	芸能お宝共和国Originator (2018年6月20日発行)	株式会社 ブレインハウス
30年－11	書籍	臨増ナックルズDX vol. 11 (2018年6月30日)	ミリオン出版 株式会社
30年－12	書籍	芸能人完全黒歴史DX (2018年6月27日（5月14日発売）)	株式会社 ダイアプレス
30年－13	書籍	いけない芸能界 消された幻のお宝大掲載SP (2018年5月19日（4月5日発売）)	株式会社 ダイアプレス
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。		

宮崎県告示第 564号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年6月18日から同年7月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 448号	日南市南郷町贄波字御津3261番21から同市同町贄波同字3236番3まで	旧	11.4～34.2	39.4
				新	11.4～34.2	39.4

宮崎県告示第 565号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年6月18日から同年7月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 448号	日南市南郷町贄波字御津3261番21から同市同町贄波同字3236番3まで	平成30年6月18日

宮崎県告示第 566号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年6月18日から同年7月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	448号	日南市南郷町贄波字御津3261番21から同市同町贄波同字3236番3まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年7月3日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成30年6月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鮮ど市場柳丸店・アタックス柳丸店
宮崎市柳丸町 101番 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ショッピングセンター坂元 代表取締役 坂元優隆 都城市花繰町11街区1号	県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ショッピングセンター坂元 代表取締役 坂元優隆 都城市花繰町11街区1号 株式会社アタックスマート 代表取締役 筒井靖彦 大分県佐伯市野岡町二丁目1番10号	(2) 期間 平成30年6月18日から平成30年10月18日まで
4 大規模小売店舗の新設をする日 平成31年2月5日	10 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 平成30年6月18日から平成30年10月18日まで
5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,730㎡	11 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (1) 駐車場の位置及び収容台数 A棟北側(駐車場No.1) 60台 B棟南側(駐車場No.2) 53台 合計 113台 (2) 駐輪場の位置及び収容台数 A棟北東側(駐輪場No.1) 19台 A棟東側(駐輪場No.2) 19台 A棟西側(駐輪場No.3) 12台 B棟南側(駐輪場No.4) 12台 合計 62台 (3) 荷さばき施設の位置及び面積 A棟東側(荷さばき施設No.1) 31.5㎡ A棟北側(荷さばき施設No.2) 31.5㎡ A棟西側(荷さばき施設No.3) 31.5㎡ B棟東側(荷さばき施設No.4) 31.5㎡ 合計 126.0㎡ (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 A棟東側(廃棄物等保管施設No.1) 2.15㎡ A棟西側(廃棄物等保管施設No.2) 2.15㎡ B棟内東側(廃棄物等保管施設No.3) 3.79㎡ 合計 8.09㎡	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。 平成30年6月18日 宮崎県知事 河野俊嗣
7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後8時(株式会社ショッピングセンター坂元) 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時(株式会社アタックスマート) (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後11時30分まで (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 4箇所 建物敷地東側及び西側 (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで(荷さばき施設No.1、3及び4) 午前6時から午前9時まで(荷さばき施設No.2)	1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) 鮮ど市場小林店 小林市大字堤字金鳥居3026番9 外 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ショッピングセンター坂元 代表取締役 坂元優隆 都城市花繰町11街区1号 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ショッピングセンター坂元 代表取締役 坂元優隆 都城市花繰町11街区1号 小売業者未定 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成31年2月9日 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,672㎡ 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物敷地内 88台 (2) 駐輪場の位置及び収容台数 店舗棟北西側 28台 (3) 荷さばき施設の位置及び面積 店舗棟南東側(荷さばき施設No.1) 50㎡ 店舗棟西側(荷さばき施設No.2) 50㎡ 合計 100㎡ (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物敷地南西側 16.62㎡
8 届出年月日 平成30年6月4日	7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時
9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時 30 分から午後 8 時 30 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2 箇所 建物敷地北東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 10 時まで

8 届出年月日
平成 30 年 6 月 8 日

9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間
平成 30 年 6 月 18 日から平成 30 年 10 月 18 日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間
平成 30 年 6 月 18 日から平成 30 年 10 月 18 日まで

11 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成 30 年 6 月 18 日
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
100 満ボルト宮崎東店
宮崎市新別府町麓 358 番地 1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社サンキュー 代表取締役 道法一雅
福井県福井市新保北一丁目 601 番地

3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
2,144㎡

4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0㎡

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートル以下となる日
平成 29 年 10 月 1 日

6 変更する理由
閉店のため

7 届出年月日
平成 30 年 5 月 24 日

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 30 条第 1 項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成 30 年 6 月 18 日
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 実施職種

(1) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する職種
なし

(2) 学科試験のうち、指導方法について実施する職種
全職種

2 試験科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
全 職 種	指導方法

3 受験資格

(1) 受験資格は、次のとおりとする。

ア 法第 44 条第 1 項の技能検定に合格した者

イ 職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号。以下「省令」という。）第 45 条の 2 第 2 項第 1 号から第 10 号まで又は第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する者

ウ 職業能力開発促進法施行規則の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格（昭和 45 年労働省告示第 17 号）又は職業能力開発促進法施行規則第 45 条の 2 第 3 項第 3 号の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格（昭和 63 年労働省告示第 38 号）に規定する者

(2) (1) の規定にかかわらず、次に該当する者は、試験を受けることができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から 2 年を経過しない者

4 試験の免除

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1 級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2 級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法

免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）	<p>と。)</p> <p>(5) 受験票 申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。</p> <p>8 合格通知 平成30年10月3日（水曜日）合格者に通知する。</p> <p>9 その他</p> <p>(1) 申請書は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課、県立産業技術専門学校、各認定職業訓練校、宮崎県職業能力開発協会及び各事業組合等で交付する。</p> <p>(2) 申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒に宛先を明記の上、140円切手を貼り、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課人材育成担当に申し込むこと。</p> <p>(3) 試験について不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課人材育成担当（電話0985（26）7107）に問い合わせること。</p> <hr/> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、えびの市土地改良区（えびの市）から平成30年5月21日付けで申請のあった定款の変更を認可した。</p> <p>平成30年6月18日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <hr/> <p>海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第4条第7項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更した。</p> <p>平成30年6月18日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針</p> <p>(1) 本県の水産業は、生産量が全国第10位、生産額で全国第13位（平成27年）の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。</p> <p>(2) また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画（未来みやざき創造プラン）の中でも重要な位置付けであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。</p> <p>(3) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊する魚類の、沿岸域では浮魚類あるいは根付け資源等の好漁場が形成されている。</p> <p>(4) 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くみられる。</p> <p>(5) 今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。</p> <p>(6) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じて資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであるが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第3条第1項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。</p> <p>(7) また、宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本</p>
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）	
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科	
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科	
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科	
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験	
5 試験期日	平成30年9月3日（月曜日）	
6 試験場所	宮崎県技能検定センター	
7 受験申請の手続	宮崎市学園木花台西2丁目4番地3	
(1) 提出書類	ア 職業訓練指導員試験受験申請書（以下「申請書」という。）及び前記3に掲げる受験資格を証する書類	
イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、前記4に掲げる者に該当することを証する書類		
(2) 提出先	〒 880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号	
	宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課人材育成担当	
(3) 受付期間	平成30年7月2日（月曜日）から平成30年7月17日（火曜日）まで（郵送の場合は7月17日付けの消印のあるものまで有効とする。）	
(4) 受験手数料	3,100円	
	（宮崎県収入証紙（消印はしないこと。）により納付すること。）	

方針に基づき、水産資源の利用及び管理を推進することとする。

- (8) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第 1 種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。
- (9) さらに、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度（法第13条第 2 項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- (10) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第 1 種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	平成29年		平成30年	
	まさば及びごまさば	26,000 トン		
まいわし		若干	37,000 トン	
まあじ		若干		若干

(注) 「平成29年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成29年7月から平成30年6月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては平成29年1月から平成29年12月までである。「平成30年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成30年7月から平成31年6月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては平成30年1月から平成30年12月までである。なお、「平成30年」のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第 1 種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まき網漁業及び小型まき網漁業	
	第 1 種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	平成29年
まさば及びごまさば	25,532 トン	
まいわし	若干	36,748 トン
まあじ	若干	若干

(注) 「平成29年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成29年7月から平成30年6月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては平成29年1月から平成29年12月までである。「平成30年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成30年7月から平成31年6月まで、それ以外の第 1 種特定海洋生物資源にあっては平成30年1月から平成30年12月までである。なお、「平成30年」のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

4 第 1 種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関

する事項

【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。）の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

本県においては該当なし

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

。

平成30年6月18日

宮崎県立宮崎病院長 菊池 郁夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
X線コンピューター断層撮影装置 (CT) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
宮崎市北高松町5番30号
- 3 落札者を決定した日
平成30年5月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
アイティーアイ株式会社宮崎支店
宮崎市清武町加納3丁目10番
- 5 落札金額
321,840,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成30年4月26日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

。

平成30年6月18日

宮崎県立宮崎病院長 菊池 郁夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
一般X線撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当
宮崎市北高松町5番30号
- 3 落札者を決定した日
平成30年5月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社島津製作所九州支店
福岡県福岡市博多区冷泉町4番20号島津博多ビル4階
- 5 落札金額
48,816,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成30年4月26日

--	--